

2020年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：憲法（配点：100点）

注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で3ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、
2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。

(憲法)

第1問

以下の文章を読んで、あとの設問に答えなさい。

道路運送法（以下「法」という）27条1項は、一般旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に必要となる員数の運転者の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他の運行の管理、事業用自動車の運転者等の適切な指導監督、事業用自動車内における当該事業者の氏名又は名称の掲示その他の旅客に対する適切な情報の提供、その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない旨規定する。これを受けて、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という）は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び旅客の利便を図ることを目的とし(1条)、運賃及び料金の額の表示(4条)、過労防止等(21条)、乗務距離の最高限度規制(22条)、ノルマの禁止(23条)、点呼(24条)、運行記録計による記録(26条)等、旅客自動車運送事業者が遵守すべき事項を定めている。

このうち、過労運転や最高速度違反等の危険運転、乱暴運転を防止することにより、輸送の安全を確保することを目的として制定された運輸規則22条は、1項において、「交通の状況を考慮して地方運輸局長が指定する地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者は、地方運輸局長が定める乗務距離の最高限度を超えて当該営業所に属する運転者を事業用自動車に乗務させてはならない」旨を、2項において、「同条1項の乗務距離の最高限度は、当該地域における道路及び交通の状況並びに輸送の状態に応じ、当該営業所に属する事業用自動車の運行の安全を阻害するおそれのないよう、地方運輸局長が定めるものとする」旨を、3項において、「地方運輸局長は、同条1項の地域の指定をし、及び前項の乗務距離の最高限度を定めたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない」旨を定めている。

Xは名古屋交通圏（名古屋市、瀬戸市、津島市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、愛知郡、西春日部郡、海部郡）において法に基づき中部運輸局長による一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）の許可を受け、同事業等を営む者であり、中部運輸局長は、法に基づきXの事業に関して監督権を有する行政庁である。中部運輸局長は、名古屋交通圏におけるタクシー事業者22社の実態調査を実施した上で、20**年*月*日付けで、運輸規則22条に基づき、名古屋交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業者の乗務距離の最高限度につき、1乗務（出庫から帰庫までの連続した勤務をいう）当たりの乗務距離の最高限度を隔日勤務運転者については360km、日勤勤務運転者については270kmと定め、これを公示した（本件公示。以下、本件公示による上記規

(憲法)

制を「本件乗務距離規制」という)。

法 40 条は、国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が同条各号のいずれかに該当するときは、6 月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる旨規定し、その 1 号において、「法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき」を掲げている（なお、一般乗用旅客自動車運送事業について、法 40 条に基づく処分を行う国土交通大臣の権限は、法 88 条 2 項等により地方運輸局長に委任されている）。

X は、運輸規則 22 条に基づく本件乗務距離規制に違反したとして、法 40 条に基づき事業停止処分（以下「本件処分」という）を受けた。X は、運輸規則 22 条に基づく本件乗務距離規制は憲法 22 条 1 項で保障されている X の権利を侵害し憲法に違反するものであると考え、本件処分の取消訴訟を提起することを考えている。

問 運輸規則 22 条に基づく本件乗務距離規制が憲法 22 条 1 項により X に保障されている権利を侵害し憲法に違反するといえるか否かについて、関連する判例に言及しつつ、検討しなさい。

(配点：60 点)

(憲法)

第2問

憲法84条は、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と定めている。市町村が国民健康保険料を徴収する際に、保険料の計算方式のみを条例で定め、具体的な保険料率の決定を市町村長の告示に委任することは、憲法上許されるか。関連する判例に触れながら論じなさい。

(配点：40点)

<出題の趣旨等 2020年度 憲法>

〔出題の趣旨〕

第1問は、タクシー事業について課せられている乗務距離規制の合憲性を、憲法22条の観点から検討することを求めている。

第2問は、憲法84条の定める租税法律主義が国民健康保険料にも適用されるか、という問題について、事例に即して検討することを求めている。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶ上での基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうか、前提として問われている。

〔配点〕

第1問 60点

第2問 40点

合計 100点

〔採点基準〕

・第1問について

本問の検討に当たっては、憲法22条との関係で、本問に示された法規制の在り方にそくしつつ、関連する判例や学説を参照しながら、被侵害利益の内容・性格と、規制態様の内容・強度を分析した上で、本問に適用されるべき判断枠組みを適切に提示することが求められる。同時に、各自が提示した判断枠組みを本問で問題となっている乗務距離規制に適切に適用しつつ、当該規制が合憲といえるか否かに関する各自の見解を説得的に展開することが求められる。

・第2問について

本問については、憲法84条の租税法律主義の意義・内容を踏まえて、旭川市国民健康保険条例事件（最大判平18・3・1）を参考にしながら、(1)憲法84条が、租税のみならず保険料にも適用されるか、(2)条例が保険料率の確定を長の告示に委ねることは許されるか、について論じることが求められる。(1)については、租税と保険料の性質の異同を説明できているか、(2)については、告示への委任が許される（又は許されない）理由を説得的に展開できているか、が重要である。

以上